

岩手県告示第134号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年3月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年2月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 渡辺建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第27地割92番地23
    - ウ 代表者の氏名 渡辺恵子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2356号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年2月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年2月8日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 西館建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割32番地78
    - ウ 代表者の氏名 西館俊逸
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第6997号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年2月7日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年2月21日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 阿部工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字石堂37番地5
    - ウ 代表者の氏名 阿部文殊
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第80008号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年2月20日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。